

2008年10月21日

通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」に於ける  
オープンメディアコンテンツに関する規律に対する意見

マイクロソフト株式会社

## 意見要旨:

メディアサービスを情報通信法の**包括対象とすることには反対**である。特にオープンメディアコンテンツを、広範な目的を持つ新たな事業法による規制対象とすることは、**将来の法改正による大幅な規制強化の道を開く虞**がある。

また我が国では児童ポルノ法、迷惑メール規制法、青少年ネット利用環境整備法など、ネット上の違法有害情報への対策の多くが議員立法として整備されてきた経緯がある。違法有害情報対策が新しい法律に包含されてしまうと、法体系との整合性など立法技術上の課題が増えて、**政治主導の機動的な対応を却って難しくしてしまう懸念**も考えられる。

オープンメディアコンテンツに対する規律は、情報通信法の包括対象から切り離し、**目的毎に整理された個別の一般法**として整備した方が、状況の変化に対する政治主導の柔軟かつ機動的な対応を可能にしつつ、規制強化に対して一定の歯止めを担保しやすいのではないかと考えられる。

## 弊社提出パブリックコメントより抜粋:

項目	意見
1. 法体系全般に関する主な論点 (1) 法体系の全体構造の見直し 【検討の必要性】	現行の法体系は歴史的経緯からレイヤーをまたいだ法律が少なからずあり、技術革新に柔軟に対応できなくなりつつあり、 <b>見直しは必要</b> と考えられる。
1. 法体系全般に関する主な論点 (2) 新たな法体系の理念・目的 【検討の方向・検討すべき事項】	「情報の自由な流通」「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」は何れも目的が大きく異なるため、 <b>単一の法律で実現しようとする</b> と混乱を来し、 <b>将来の法改正で規制強化の</b>

	<p><b>道を開くことを懸念する。</b></p> <p>特に「情報の自由な流通」を目指すならば、<b>情報の流通そのものを規制の対象とすること自体が、理念と大きく矛盾しているのではないか。</b>(略)</p> <p>「表現の自由」は憲法で認められており、情報流通手段が多様化していることを踏まえ、新たな法体系で包括することが、将来にわたって「表現の自由」の担保に繋がるか否かは慎重な議論を要する。</p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (3) 包括化の対象とすべき法律の範囲 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p><b>不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法のような刑事的な法律、プロバイダ責任制限法のような民法の特別法を包括してしまうと、法律の目的が広範かつ曖昧となり、将来の規制強化に道を開くことが懸念されるため包括すべきではない。</b></p> <p>また、<b>青少年ネット規制法</b>については主管が内閣府で、総務省、経済産業省、文部科学省などとの共管となっている法律、<b>著作権法</b>のように文化庁が主管する法律も、<b>主管官庁を明確にするために包括すべきではない。</b></p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (4) 情報流通における配慮事項 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>現行法で規定されていない情報流通における配慮事項を法律で規定することは、将来の法改正で情報の自由な入手、共有、発信する<b>利用者の権利を妨げるような法改正に道を開くことが懸念される。</b></p> <p>情報流通における配慮事項については包括的に規定すべきではなく、<b>民法・刑法といった一般法で措置すべき。</b></p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (5) 規律の国際化 【検討の必要性】</p>	<p>インターネットの普及で国内利用者が海外のサービスを利用する機会が増えたことを鑑み、規律の国際化について検討することは極めて重要。</p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (5) 規律の国際化 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>海外にしか設備を置かず、日本の利用者向けにサービスを提供している事業の位置づけについて、<b>通信の秘密や消費者保護等の観点から整理を要する。</b></p> <p>見直しの進められている検索エンジンの著作権法上の扱</p>

	<p>いのように、国内にサーバーを置く事業者が海外にサーバーを置く事業者よりも厳しい規制を課すと、国内にサーバーを置く事業者の国際競争力に悪影響を及ぼす他、海外事業者による国内へのサーバー設置に支障を来たす場合があり、<b>諸外国との調和が重要</b>と思料。</p>
<p>4. コンテンツ規律に関する論点 (1) メディアサービスの範囲 【検討の必要性】</p>	<p>将来的に表現規制に道を開くことのないよう、新しい法体系の<b>規制対象としてメディアサービスを含むべきではない。</b></p>
<p>(2) メディアサービスの区分 【検討の必要性】</p>	<p>メディアサービスを規制対象とし、その中で<b>社会的影響力に基づいて特定のメディアを「特別なメディアサービス」と規定することは、将来的な「特別なメディアサービス」概念の拡張に道を開く可能性があるため、望ましくない。現行の放送法を維持すべき。</b></p>
<p>(5) オープンメディアコンテンツ (仮称) に関する規律 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>違法有害情報に対する規制の在り方は、関係する法律や官庁が多岐に渡り、その目的が多様であることを踏まえ、<b>融合法制の議論からは切り離し、原則として一般法で措置すべき。</b></p> <p>プロバイダ責任制限法を刑事上の責任に拡大すべきかについては、違法性の判断をサーバー管理者に委ねた場合に萎縮したサーバー管理者が過度の情報削除を行うことが懸念されるため慎重に検討すべき。具体的には責任制限の対象となる法律を限定列挙する、違法性の判断について外形要件を定める、紛争解決手続きを整備するなど、<b>サーバー管理者等による過度の情報削除に歯止めをかける仕組みを整備することが肝要。</b></p> <p>有害情報対策については、今年の通常国会で青少年ネット規制法が成立し、その附則で3年以内の見直しも明記されているところであり、当面は経過を見守るべき。</p>

以上